

サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自転車と公共交通機関（鉄道又はバス）を組み合わせたサイクルトレインイベント又はサイクルバスイベント（自転車を走行状態・解体状態を問わず公共交通機関（鉄道又はバス）に搭載して移動する過程を含むイベント及びその実証実験。以下同じ。）の開催を支援することにより、サイクリング等のアクティビティを活用した新たな旅の楽しみ方の定着に向けた機運醸成及び検証を図ることを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に伴う参加費その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、同表の第4欄に定める補助上限額とを比較して、いずれか少ない方の額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、イベント開催の30日前までに鳥取県観光交流局観光戦略課へ提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更又は交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※	4 補助上限額
サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業	民間団体等	イベント開催に要する経費 (1) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費等) (2) 役務費(通信運搬費、広告料、保険料等) (3) 委託料 (4) 使用料及び賃借料	イベント1回につき 250千円

※ 補助対象経費が委託料の場合は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条、第8条関係）

平成〇〇年度サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業計画（報告）書

（単位：円）

補助対象経費 A	大会参加費 その他収入 B	差 引 A - B = C	補助上限額 D	県補助額 (C及びDを比較 して少ない方の額)
			250,000	

※変更計画書においては、変更前の額を上段（ ）内に、変更後の額を下段に記載してください。

1 事業別経費内訳

（単位：円）

事業区分	事業概要	補助対象経費
計		

2 委託料を県内事業者が発注するのが困難な場合、その理由

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

5 その他

<添付書類>

- ・実施主体の概要がわかるもの
- ・大会概要のわかる書類（大会パンフレットなど）
- ・その他参考となる書類

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成〇〇年度サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増 減 A - B	摘 要
補助金				鳥取県 〇〇〇〇
参加費				
その他				
計				

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

2 支 出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 A	前年度予算額 (本年度決算額) B	増 減 A - B	摘 要
その他				
計				

平成 年 月 日

様

職 氏 名 印

平成〇〇年度サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったサイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金交付要綱（平成27年3月27日付第201500002223号鳥取県文化観光スポーツ局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

住 所

申請者 氏 名

㊟

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあつたサイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金について、サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 規則第18条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）参考となる資料を添付すること。